

平成31年(ラ)第48号 伊方原発3号機運転差止仮処分命令即時抗告事件

抗告人(債権者)

相手方(債務者) 四国電力株式会社

抗告理由書3－補充書3

(本件原発沖の活断層について)

令和元年10月15日

広島高等裁判所第4部 御中

抗告人ら代理人

弁護士 中村



以下のとおり、抗告人らの主張を補充する。

1 ハーフグラーベンの存在を否定する相手方の主張

相手方は、三波川変成岩類の上面に沿って正断層の活動が繰り返されるのであれば、相手方即時抗告準備書面(3)の【13頁及び14頁】の図のような、三波川変成岩類の上面に向かっての扇状の層をなすような変位の累積性が見られるはずであるが、同準備書面【11頁】の図2(音波探査図(C-9B))によれば、沖合約8km付近にある活断層群よりも南側では、A層、D層及びT層がそれぞれほぼ水平に分布していると評価している。そして、T層が堆積した少なくとも約100万年前以降、三波川変成岩類の上面に沿って正断層の活動が繰り返されていないことが明らかである旨主張している(相手方即時抗告準備書面(3)【11～20頁】第3. 1 (2)「音波探査記録による活断層の判読」)。

すなわち、相手方は、伊予灘沖におけるハーフグラーベンの存在すら否定して

いる。

2 相手方の主張では、伊予灘沖の異常とも言えるほどの厚い新期堆積層の存在を説明できないこと

(1) 伊予灘沖では、三波川結晶片岩類と、領家帶の花崗岩、片麻岩がくさび形をなしており、そのくさび形部分に、若い地層が堆積している（新期堆積層が存在している）（甲1056・スライド8）。

このような状態は、三波川結晶片岩類の上部を領家帶の花崗岩、片麻岩が滑り落ちていると捉えることによってのみ、すなわち、伊予灘の中央構造線をハーフグラーベンと捉えることによってのみ、可能である。

現に、相手方は、これまで、新期堆積層がどのように形成されたのか、その経緯を全く明らかにしていない。

(2) なお、相手方が音波探査によって確認したと主張する沖合8キロメートルの断層（「中央構造線系活断層帯」とされる断層）は、ハーフグラーベンの形成に伴って、副次的に形成された「偽物の活断層」にすぎない。

甲1056・スライド6及び7によれば、大きな地震を起こす震度は決まっているが、相手方の主張する音波探査によっても、沖合8キロメートルの断層（「中央構造線系活断層帯」とされる断層）がかかる震度に達することは確認されていない。

このような副次的な断層は、主断層が典型的な円弧状となっていない場合に、堆積盆内に生じるひずみを解消するために発生する。このことは、山下ほか（2016）によるパウダーボックス変形実験でも、副次的断層が発生し、その際、副次的断層周辺に陥没の生じることが確認されている（甲1056・スライド17）。

本件原発西方の三崎沖の断面図では、まさにこのような陥没が見て取れる。

3 ハーフグラーべンの存在は、相手方の行った調査以外でも確認されていること
本件原発の西方、豊予海峡においても、ハーフグラーべンの存在が見て取れる
(地震本部(2015)の図、甲1056・スライド9)。

また、より端的に、中国電力は、伊予灘海域では基盤の上面震度は中央構造線
断層帯に向かって深くなるハーフグラーべン状の構造を示すとしている(甲10
56・スライド10)。

4 相手方の主張に対する反論

(1) 本補充書第1項にて要約したとおり、相手方は、三波川変成岩類の上面に沿
って正断層の活動が繰り返されるのであれば、相手方即時抗告準備書面(3)
の【13頁及び14頁】の図のような、三波川変成岩類の上面に向かっての扇
状の層をなすような変位の累積性が見られるはずであるが、同準備書面【11
頁】の図2(音波探査図(C-9B))によれば、沖合約8km付近にある活断層
群よりも南側では、A層、D層及びT層がそれぞれほぼ水平に分布していると評
価し、ハーフグラーべンの存在を否定している。

しかしながら、扇状の層をなすような変位の累積性が見られるか否かは、ハ
ーフグラーべンの存否を決定するにあたって、意味をなさない。その理由は次
のとおりである。

(2) 本補充書第2項(2)記載のとおり、主断層が典型的な円弧状となっていな
い場合に、堆積盆内に生じるひずみを解消するために副次的断層が発生し、さ
らにこれに伴い、副次的断層周辺に陥没が生じる。このことは、山下ほか(2
016)によるパウダーボックス変形実験でも確認されている。

そして、カナダ・ノバスコシア州のFundyハーフグラーべンのように、この
ような陥没に伴って、陸地近傍側に、扇状の層をなすような変位の累積性が見
られないケースもあることは、教科書レベルの書物でも確認されている(甲1

056・スライド17)。

(3)したがって、扇状の層をなすような変位の累積性が見られるか否かに従って、ハーフグレーべンの有無を判断する相手方の主張は、的を得ないことが明らかである。

以上